

社会福祉法人いこま福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いこま福祉会（以下、「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務の対価として支払われる。ただし、別表1及び2の報酬等には実費弁償が含まれるものとする。

(理事会、評議員会及び運営協議会の出席報酬等)

第3条 理事長以外の理事が理事会及び運営協議会に出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会の日に、あわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会及び運営協議会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、評議員会の日に、あわせて法人の業務を行った場合は、前項後段の規定を準用する。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長に対して、法人及び施設の運営のための業務の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 施設の職員を兼務する理事に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表2により支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事に対して、監査業務、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員の勤務報酬等)

第6条 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員又は評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は、原則として出張終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第9条 理事長の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。尚、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 理事長を除く役員及び評議員の出席報酬等及び監事監査業務報酬等は、年度末の理事会及び評議員会に年度分の報酬を支払うものとする。
- 3 役員及び評議員の勤務報酬等については、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日より適用する。
2. 平成25年3月31日をもって、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」を廃止する。
改正 平成29年 6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

理事会・運営協議会出席報酬等	一日	5,000円
評議員会・運営協議会出席報酬等	一日	5,000円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

理事長業務報酬等	月額	200,000円
理事及び評議員業務報酬等	一日	5,000円
監事監査業務報酬等	年額	60,000円

別表 3 (第 6 条関係)

旅費		実 費
宿泊費	一泊	12,000円
報酬	一日	5,000円
その他		実 費